

5. 避難所における共通ルール

- 1 この避難所は、避難者の生活再建の拠点です。
- 2 この避難所の運営に必要な事項を協議するため、避難者の代表、市担当者、施設管理者からなる避難所運営委員会（以下「委員会」という。）を組織します。
 - (1) 委員会は、毎日午後4時に定例会議を行います。
 - (2) 委員会の運営組織として、管理総務、食糧、救護、衛生、物資の運営班を避難者で編成します。
- 3 避難所は、電気、水道などライフラインが復旧する頃を目処に閉鎖します。
- 4 避難者は、家族単位で登録する必要があります。
 - (1) 避難所を退所する時は、委員会に転居先を連絡して下さい。
 - (2) 食料や物資の供給を必要とする在宅避難者も登録する必要があります。
- 5 職員室、保健室、調理室等の施設管理や避難者全員のために必要となる部屋のほか、危険な部屋に避難できません。また、避難所では、定期的に居住スペースの移動を行います。
- 6 食料・物資は、原則として全員に配給できるようになるまでは配給しません。
 - (1) 食料、生活物資は避難者の組ごとに配給します。
 - (2) 特別な配給を行う場合は、委員会の理解と協力を得てから行います。
 - (3) 配給は、避難所以外の近隣の在宅避難者にも等しく行います。
 - (4) ミルク・おむつなど特別な要望は、避難所運営委員会で対応します。
- 7 消灯は、午後10時です。
 - (1) 廊下、通路は点灯したままとし、体育館等は照明を落とします。
 - (2) 管理に必要な部屋は、安全確保のため点灯したままとします。
- 8 放送は、午後8時で終了します。
- 9 電話は、午前8時から午後8時まで、受信のみを行います。
 - (1) 放送等により呼び出しを行います。
 - (2) 公衆電話は、緊急用とします。私用電話は臨時仮設電話等を利用して下さい。
- 10 トイレの清掃は、午前10時、午後4時に、避難者が交替で行うこととします。
 - (1) 清掃の時間は、放送を行います。
 - (2) トイレは、それぞれのトイレに掲示する注意事項に従って使用して下さい。
- 11 防犯のため、夜間のトイレ等の施設の使用には、付き添い人を求めて下さい。
- 12 施設内での飲酒・喫煙は、禁止します。
- 13 金銭等の貴重品は、各自が責任を持って管理して下さい。
- 14 犬・猫等のペットは避難所内の決められた場所で、他の避難者に迷惑がかからないように管理をおこなってください。（身体障害者補助犬法に規定される盲導犬等の補助犬は除きます。）
- 15 ごみは分別して指定された場所に出して下さい。
- 16 各種の伝達情報は、避難所の掲示板に貼り出します。
- 17 避難所の屋外に避難されている方も、同様に上記のルールを守って下さい。

避難者のみなさんは、当番等を通じて自主的に避難所運営に参加して下さい。

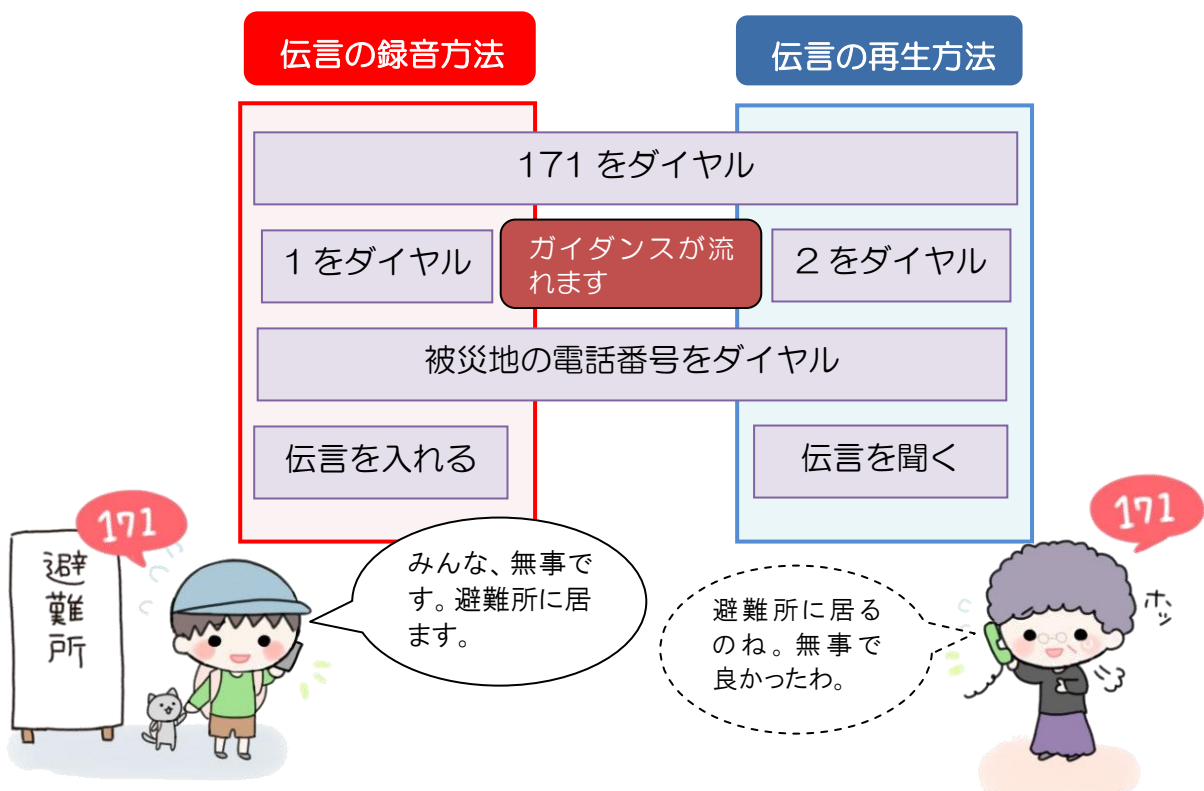
6. 安否確認

6-1. 非常時の通信手段

災害時に、自らの安否発信を行うための、様々な伝言サービスが提供されています。事前に家族やご近所同士で、安否確認を行う方法を共有しておきましょう。

(1) 災害用伝言ダイヤル（171）

大規模災害時に被災地への通信が増加し、つながりにくい状況になった場合に提供が開始されます。災害用伝言ダイヤル（171）は、被災地内の電話番号および携帯電話等の番号をキーとして、安否等の情報を音声情報として蓄積し、録音・再生できるボイスメールです。



※災害用伝言ダイヤル「体験利用日」に、家族・親戚・友人間で体験してみましょう。

【体験利用日】

- 毎月 1 日及び 15 日 00:00～24:00
- 正月三が日（1 月 1 日 00:00～1 月 3 日 24:00）
- 防災週間（8 月 30 日 9:00～9 月 5 日 17:00）
- 防災とボランティア週間（1 月 15 日 9:00～1 月 21 日 17:00）

(2) 携帯電話の「災害用伝言板」

災害時に携帯電話サービスによる「災害用伝言板」が開設されます。サービスの詳細は各携帯電話会社に確認しておきましょう。

災害用伝言板の利用方法

携帯電話・PHS のインターネット接続機能で、被災地の方が伝言を文字によって登録し、携帯電話・PHS 番号をもとにして全国から伝言を確認できます。（スマートフォンでのご利用については、各社のページでご確認下さい。）

伝言の登録方法

1. 携帯電話・PHS から災害用伝言板にアクセスします。
（災害時は各社の公式サイトトップ画面に災害用伝言板の案内が表示されます。体験利用の際はメニューリスト内からアクセスしてください。）
2. 「災害用伝言板」の中の「登録」を選択します。
（登録は被災地域内の携帯電話・PHS からのアクセスのみが可能です。）
3. 現在の状態について「無事です。」等の選択肢から選び、任意で 100 文字以内のコメントを入力します。
（状態の複数選択や、コメントのみの利用も可能です。）
4. 最後に「登録」を押して、伝言板への登録が完了となります。

伝言の確認方法

1. 災害用伝言板にアクセスします。
（伝言の確認は PC 等からも行うことができます。）
 - ・NTTドコモ <http://dengon.docomo.ne.jp/top.cgi>
 - ・KDDI(au) <http://dengon.ezweb.ne.jp/>
 - ・ソフトバンク <http://dengon.softbank.ne.jp/>
 - ・ワイモバイル <http://dengon.ymobile.jp/info/>
2. 「災害用伝言板」の中の「確認」を選択します。
（確認は全国からのアクセスが可能です。）
3. 安否を確認したい方の携帯電話・PHS 番号を入力し「検索」を押します。
4. 伝言一覧が表示されますので、詳細を確認したい伝言を選択してください。

参考リンク

災害用伝言板の詳細については、運営している携帯電話・PHS 各社のページをご覧ください。

- NTTドコモ <http://www.nttdocomo.co.jp/info/disaster/>
- KDDI (au) <http://www.au.kddi.com/notice/dengon/>
- ソフトバンク <http://mb.softbank.jp/mb/information/dengon/index.html>
- ワイモバイル <http://www.ymobile.jp/service/dengon/>

※体験版で確認しておきましょう。(携帯会社により体験できる期間が異なります)

災害用伝言板 (web171) の利用方法

パソコンやスマートフォン等から固定電話や携帯電話・PHSの電話番号を入力して安否情報(伝言)の登録、確認を行うことができます。

操作手順

1. URL : <https://www.web171.jp/>へアクセスします。
2. 連絡をとりたい方の固定電話番号や携帯電話番号を入力します。
3. 伝言を登録・確認することができます。(事前に設定することで閲覧者を限定することもできます。)

注意点

- 事前に設定を行うことで、登録した内容をメールまたは電話(人工音声)にて自動的に通知することができます。
- 災害用伝言板(web171)の利用料は無料です。なお、インターネット接続費用やプロバイダー利用料および、ダイヤルアップ接続の場合は通信料等が別途必要となります。
- 災害用伝言板(web171)は、NTT(東西)が別に提供している「災害用伝言ダイヤル」と連携しているため、それぞれで登録された伝言内容を、相互に確認ができます。

参考リンク

災害用伝言板(web171)の詳細については、運営しているNTT(東西)のページをご覧ください。

- NTT西日本 <http://www.ntt-west.co.jp/dengon/web171/>

出典:総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/ictseisaku/net_anzen/hijyo/dengon.html)を加工して使用

※体験版で確認しておきましょう。

6-2. 近隣同士の安否確認

発災時に、家具の転倒などによる怪我や建物の被災による閉じ込めが発生し、住民や町会が救助の要請を行う場合、消防や警察、行政等へ連絡するだけでは、周囲には周知されず、道路事情や救助専門者の人員不足等で、消防・警察が現場に急行することが期待できません。このため、連絡の取れない人々の安否を確認するためのルールを西中島地域全体で定め、体制の整った町会から、住民の安否確認を行う防災訓練を実施していきます。

7. 帰宅困難者対策

7-1. 新大阪駅周辺帰宅困難者対策への対応の基本的な考え方

災害時、道路や鉄道等の被害・点検、交通規制等により、公共交通機関の途絶や道路の通行不能が生じ、通勤先・通学先から自宅への帰宅が困難となる人が多数発生する可能性があります。

西中島地域は、新大阪駅などの交通ターミナルがあり、昼間の就業者の多い地域であることから、人の集中による混乱が予想されます。

このため、新大阪駅周辺地区において、『新大阪駅周辺地区の帰宅困難者に関する学習会』が行われ、周辺の企業が協力し、民間企業を主とした対応体制の構築に向けて、検討が進められています。

そこで、西中島地域内の企業・事業所に対して、帰宅困難者対策を念頭においた防災訓練や対応の情報共有について、西中島地域自主防災組織との連携が図られるよう、働きかけ、西中島企業・市民防災ネットワークの構築を進めます。

淀川区役所では、平成24年11月に地域の防災力向上に向けた取り組みの一環として「淀川区災害時地域協力事業所・店舗等登録制度」がスタートしており、登録された事業所・店舗を中心に、平常時から地域内の企業・事業所との情報共有を進め、大規模災害時の帰宅困難者対応についての体制づくりを進めていきます。

7-2. 西中島地域内の企業・事業所へのお願い

(1) 「むやみに移動を開始しない」という基本原則の周知徹底

帰宅困難者の一斉帰宅に伴う混乱を回避し、帰宅困難者自身の安全を確保するため、大規模地震発生時においては、「むやみに移動を開始しない」という一斉帰宅抑制の基本原則の徹底をお願い致します。

こうした基本方針の徹底と共に、企業・事業所の従業員等の施設内待機とそのためへの備蓄の推進、一時滞在施設の確保、家族等との安否確認手段の確保等の取り組みを進めることをお願い致します。

(2) 一時滞在施設情報の共有化

新大阪駅などの交通施設から、多くの帰宅困難者が発生した場合、周辺のビル等において、帰宅困難者の一時滞在場所を確保することが必要とされ、そのための検討が進められています。(平成28年2月時点)

大規模災害時に地域住民の一時避難と帰宅困難者一時避難の錯綜を防ぐため、西中島地域の自主防災組織に対しても、帰宅困難者の一時滞在場所の位置が周知されるよう、帰宅困難者の一時滞在施設情報の提供をお願い致します。

8. 避難行動要支援者の避難と福祉避難所

8-1. 避難行動要支援者の把握

淀川区地域防災計画に基づき、避難行動要支援者の避難支援を行うため、避難行動要支援者名簿及び避難行動要支援者マップが、西中島地域において作成され、町会長が管理しています。

大規模災害発生時には、まず、隣近所で安否確認を進め、その結果を各町会本部が把握した上で、以下の手順で、避難行動要支援者を把握することとします。

- ①避難行動要支援者名簿をもとに安否確認
- ②避難行動要支援者マップをもとに安否確認
- ③西中島小学校に設けられる避難所で、各町会が把握した安否確認状況を、避難行動要支援者名簿をもとに集約

8-2. 避難行動要支援者の避難支援

災害発生時は、近隣の住民や事業者などの協力も得て、避難行動要支援者名簿、避難行動要支援者マップを活用し、迅速に移動避難支援を行うことが必要です。

また、避難行動要支援者名簿を活用するにあたっては、個人情報扱うことになることから、名簿情報の提供を受けた者は、個人情報を目的外に使用しないよう留意下さい。

8-3. 福祉避難所・災害拠点病院

(1) 福祉避難所

避難所に避難している避難行動要支援者に対して災害時避難所(西中島小学校)内に要援護者部屋を準備し生活支援を行います。

また、特別な支援が必要な避難行動要支援者を把握し、こうした避難行動要支援者については、開設される福祉避難所に二次避難を行います。淀川区内に6ヶ所の福祉避難所がありますが、人数の関係で施設収容が困難な場合、区外の福祉避難所への移動することも考えられます。

淀川区内の福祉避難所

施設名	所在地
特別養護老人ホーム加寿苑	加島 1-34-8
社会福祉法人大阪自興会 希望の園	野中南 2-10-35
社会福祉法人加島友愛会 かしま障害者センター	加島 1-60-36
社会福祉法人加島友愛会 加島希望の家	加島 1-49-21
社会福祉法人加島友愛会 アンダンテ加島	加島 1-36-46
社会福祉法人博愛社 特別養護老人ホーム 博愛の園	十三元今里 3-1-88

(2) 災害医療協力病院及び市町村災害医療センター

ケガをした場合などに、自分の必要な医療内容や医薬品等が確認でき、連絡先が分かる、緊急連絡カード等を作成しましょう。(P21 に添付)

緊急連絡カード		
住 所	連絡先 TEL	E-mail
氏 名		
生年月日		
連絡先	氏 名	
	関 係	
	TEL	E-mail
勤務先・通学先	連絡先 TEL	E-mail
既往病歴		
必要な医薬品		

災害時避難所（西中島小学校）に応急救護所が設置されます。ケガをした場合など医療支援を受けるために、緊急連絡カードを活用しましょう。ケガの具合によっては区内の災害医療協力病院及び市町村災害医療センターや、区外の災害拠点病院に搬送されることとなります。

淀川区内の災害医療協力病院及び市町村災害医療センター

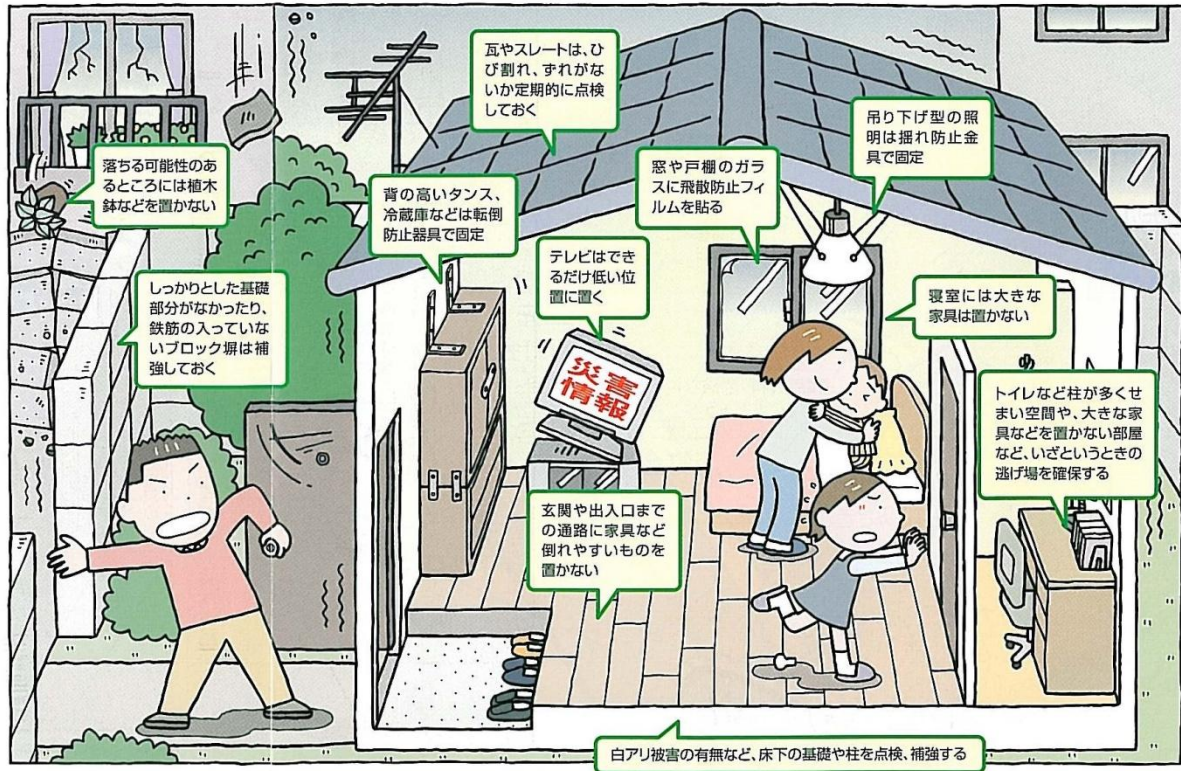
	施設名	場所
災害医療協力病院	社会医療法人協和会 北大阪病院	西宮原 2-7-17
災害医療協力病院	貴生病院	西三国 1-18-4
市町村災害医療センター	大阪市立十三市民病院	野中北 2-12-27
災害医療協力病院	互惠会 大阪回生病院	宮原 1-6-10
災害医療協力病院	医療法人共和会 共立外科内科	新高 1-11-6



9. 自宅での備え

自らの安全は、自らで守り、出来ない部分を共助でカバーすることが基本となります。

このため、まずは、身の回りの安全確保を図ることから始めて、発災後の対応に向けた準備を行うことが大切です。



10. 非常持ち出し品チェックリスト

いざというときに備えるために、日常の生活の延長でできる範囲で、非常持ち出し品の準備や備蓄を行きましょう。

1年に2回は、チェックしましょう！

飲料・食品の賞味期限、薬品や電池の使用期限等をチェックして新しいものに交換しましょう。それぞれの品物が古くて劣化していないかを確認しましょう。

使い方を覚えよう、身につけましょう！

簡易トイレの使い方、ケガの手当の方法など、身につけておくといざというときに役に立ちます。

日用品の汎用性。工夫・知恵を知りましょう！

新聞紙、ラップ、ビニール袋など、日用的に使うものは、いざというときに役立ちます。それぞれの可能性を知り、実際に試してみましょう。

【非常持ち出し品チェックリスト】

- 非常持ち出し袋
- 飲料水（500ml）
- 携帯食（チョコレート、キャンディー、栄養補給・調整食品など）
- ヘルメット・防災ずきん・帽子
- ホイッスル
- 手袋（作業用）
- 運動靴
- 懐中電灯（予備電池・電源も）
- 万能ナイフ類（ハサミ、ナイフ、カンキリなどの複合ツールが便利）
- ロープ（10m、救助、避難ばしごの代用、体重を支えられる太さ）
- 携帯ラジオ（予備電池も）
- 携帯電話（充電器・バッテリーも）
- 連絡メモ・備えリスト
- 貴重品（現金、身分証明書、通帳類、健康保険証、運転免許証、印鑑等）
- 筆記用具（メモ帳とペン）
- 救急用品（持病のある方は常備薬、お薬手帳等）
- 予備眼鏡、コンタクトレンズ（洗浄液含む）
- ふろしき（何かを包む、敷いて防寒対策など汎用性が高い）

【備蓄品チェックリスト】

- 飲料水（1人 1日3リットルを3日分）
- 保存食糧（お米、乾・干物、豆、根菜類、乾パン、アルファ化米、切り餅、インスタント食品、缶詰類など、3日分）
- カセットコンロ・ボンベ
- 非常用給水袋・タンク類、簡易トイレ
- 工具類（ジャッキ、バール等）
- ティッシュペーパー、タオル、ウェットティッシュ



11. 我が家の防災メモ

ご自身で、また家族で話し合っ、災害への備えに役立つ情報を共有するため、書き込みをしてみましょう。

非常用持ち出し品の点検を行う際に、チェックし直すことで地域の情報なども確認できます。

【災害に備える、チェックリスト】

- 避難路を確認している。
- 地域の防災訓練に参加している。
- 応急手当の方法を知っている。
- 非常時の家族の連絡手順を確認している。
- 災害でケガをした時の救急病院の場所を知っている。
- 非常用持ち出し品の置き場所を知っている。
- 家具転倒防止の対策をしている。
- 飲料水など非常用備蓄を行っている。

【家族との確認事項】

家族の避難場所	
離れ離れになった時の集合場所	
いざという時の連絡先	
持ち出し品の置き場所	

名 前	生年月日	血液型	既往症	会社・学校等連絡先

12. 安否確認カード・緊急連絡カード

西中島地域 (町会)

《安否確認カード》 自宅・避難所

ふりがな ()	
お名前:	
性別: 男 女	血液型: 型 (Rh + -)
ご住所:	
連絡先:	
生年月日: T S H 年 月 日 歳	
一時避難場所: ()	
避難所 : (西中島小学校)	
世帯状況: 人世帯(構成:)	
その他	

このカードは非常持ち出し品等の中に入れて災害時の安否確認に使用してください。

緊急連絡カード

住 所				
	電話番号		E-mail	
氏 名				
生年月日				
連絡先	氏 名		関 係	
	電話番号		E-mail	
勤務先・通学先				
	電話番号		E-mail	
既往病歴				
必要な医薬品				